

| |
|--|
| 建築・都市整備・道路委員会資料 令和 3 年 1 2 月 1 6 日 都 市 整 備 局 |
|--|

市第 66 号議案 横浜市特定複合観光施設設置運営事業者 選定等委員会条例の廃止

1 趣旨

特定複合観光施設区域整備法（平成 30 年法律第 80 号）第 5 条第 2 項第 3 号の設置運営事業者等を選定する等のため、市長の附属機関として、横浜市特定複合観光施設設置運営事業者選定等委員会を設置していますが、本年 9 月 10 日、I R 誘致の撤回が宣言され、これに伴い設置運営事業予定者の公募を中止しました。

ついては、事業者選定等委員会を廃止するため、横浜市特定複合観光施設設置運営事業者選定等委員会条例を廃止します。

2 施行日

公布の日から施行します。

3 委員会の概要

| | |
|-------|---|
| 設置年月日 | 令和 2 年 3 月 3 日（条例施行日） |
| 所掌事務 | <p>市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議し、答申し、又は意見を具申します。</p> <p>(1) 法第 6 条第 1 項の規定により定める実施方針のうち民間事業者の募集及び選定に関する事項に関すること。</p> <p>(2) 法第 8 条第 1 項の規定による民間事業者の選定に関すること。</p> <p>(3) その他市長が必要と認める事項</p> |
| 委員数 | 7 人（9 月 30 日付で解嘱済み） |

【参考】開催概要

| 回数 | 開催日 | 議題 |
|-------|------------------|---|
| 第 1 回 | 令和 2 年 11 月 30 日 | (1) 委員長の選出について (2) 横浜 I R の方向性 (3) 民間事業者の募集及び選定について |
| 第 2 回 | 令和 2 年 12 月 14 日 | 民間事業者の募集及び選定に関する事項 |
| 第 3 回 | 令和 3 年 7 月 12 日 | 民間事業者の選定に関する事項 |
| 第 4 回 | 令和 3 年 7 月 16 日 | 民間事業者の選定に関する事項 |

| |
|------|
| 裏面あり |
|------|

【参考】 特定複合観光施設区域整備法（抜粋）

（基本方針）

第5条 国土交通大臣は、特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 特定複合観光施設区域の整備の意義及び目標に関する事項
- (2) 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する施策に関する基本的な事項
- (3) 設置運営事業等（設置運営事業又は、施設供用事業が行われる場合には設置運営事業及び施設供用事業をいう。以下この章において同じ。）及び設置運営事業者等（設置運営事業者又は、施設供用事業が行われる場合には設置運営事業者及び施設供用事業者をいう。以下この節において同じ。）に関する基本的な事項
（省略）

（実施方針）

第6条 都道府県等（都道府県又は指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市をいい、当該指定都市の区域に特定複合観光施設区域を整備しようとする区域の全部を包含するものに限る。）をいう。以下この節において同じ。）は、特定複合観光施設区域を整備しようとするときは、第8条第1項の規定による選定に先立ち、基本方針に即して、当該特定複合観光施設区域の整備の実施に関する方針（以下この節において「実施方針」という。）を定めなければならない。

2 実施方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

（省略）

- (4) 設置運営事業等を行おうとする民間事業者の募集及び選定に関する事項

（民間事業者の選定）

第8条 都道府県等は、実施方針に即して、次条第1項の規定により同項に規定する区域整備計画を共同して作成し国土交通大臣の認定を申請する民間事業者を公募の方法により選定するものとする。